

(様式1)  
 審査基準 (申請に対する処分関係)

		担当課	男女参画・子育て支援課	検索番号	8-1
法令名	児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則	根拠条項	6		
許認可等	児童福祉施設入所費用徴収金の減免				
<p>(根拠規定)</p> <p>児童福祉法          [費用の徴収及び支払命令]          第56条          2 第50条第4号から第7号の2までに規定する費用(同条第4号に規定する費用については、業者に委託しないで補装具の交付又は修理が行われた場合における当該措置に要する費用に限る。)を支弁した都道府県又は第51条第1号の2に規定する費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。</p> <p>児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則          [徴収額の減免]          第6条 知事又は地方局長等は、災害等特別の理由があるときは、徴収額を減免することができる。</p> <p>(許認可等の基準)</p> <p>児童福祉施設入所費用徴収金減免審査基準          (平成8年3月18日児童福祉課長伺定)</p> <p>[災害等特別の理由]          災害等により、やむを得ざる支出が必要になる等その扶養義務者の負担能力に著しい変動が生じ、費用負担が困難であると認められるとき</p>					